

(証券コード：2551)
平成21年11月20日

株 主 各 位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
マルサンアイ株式会社
代表取締役社長 青木春雄

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますから、後記の株主総会参考書類をご検討下さいますて、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年12月9日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年12月10日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県岡崎市康生町515番地33 岡崎ニューグランドホテル3階飛龍の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第58期（平成20年9月21日から平成21年9月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（平成20年9月21日から平成21年9月20日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

(お知らせ) 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネットの当社ウェブサイト (<http://www.marusanai.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承下さいますようお願い申し上げます。

(お 願 い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成20年9月21日から
平成21年9月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国のサブプライム問題に端を発した金融危機や、原油価格及び穀物価格の高騰による消費者物価の上昇を受け、景気の後退が懸念される状態となりました。

食品業界全般におきましては、消費者の「食の安全・安心」への意識が高まる中、各企業において、コンプライアンス（法令遵守）に取り組む動きが進んでおります。又、消費者の低価格志向の高まりを受け、大手スーパーを中心とする小売業者において、プライベートブランド商品に注力する動きが見られました。

みそ業界におきましては、消費者の節約ムードにより、みその出荷量が落ち込み、各社において消費者のニーズに合わせた小容量化や形態の変更等、市場の回復に努める動きが進んでおります。

豆乳業界におきましては、健康志向の高まりを背景に市場は好調に推移しております。

このような環境の中で、当社は消費者の皆様方に安全で安心できる製品の提供に努めるとともに、積極的な新製品の開発や、安全・衛生・品質管理の徹底を図り、事業の効率化やコスト削減に努め、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、豆乳の売上が順調に推移し、売上高は、199億55百万円（前連結会計年度比10.0%増）、営業利益は7億23百万円（前連結会計年度比173.7%増）、経常利益は5億24百万円（前連結会計年度比393.8%増）、当期純利益は3億21百万円（前連結会計年度は6億96百万円の損失）の増収増益となりました。

当連結会計年度の各部門別売上高は、次のとおりであります。

部門別	第 57 期 (平成19年9月21日から 平成20年9月20日まで)		第 58 期 (平成20年9月21日から 平成21年9月20日まで)		対前連結会計年度 比較増減率
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	
みそ	5,962	32.8	6,140	30.8	3.0
豆乳	7,631	42.1	9,226	46.2	20.9
飲料	3,633	20.0	3,614	18.1	△0.5
その他	921	5.1	973	4.9	5.7
合計	18,147	100.0	19,955	100.0	10.0

① みそ事業

調理みそが好調に推移したため、売上高は、61億40百万円（前連結会計年度比3.0%増）、営業損失は96百万円（前連結会計年度は13百万円の利益）となりました。

<生みそ>

出荷数量が前連結会計年度に比べ減少したものの、価格の維持に努めたことと、高付加価値商品の導入により、売上高は、46億67百万円（前連結会計年度比3.3%増）となりました。

平成20年2月に当社はみそ値上げの実施に踏み切りました。新製品として、値上げ後の物量冷え込み回避を目的に当社人気レギュラー商品を小容量化してお求めやすい価格に設定した、「カップだし入りあわせ750g」、「カップだし入り赤だし750g」を平成21年3月に、「ガゼット純正こうじ750g」を平成21年6月にリニューアル発売いたしました。又、お求めやすい価格と使用原料の安全安心へのこだわりを両立させた「カップ国産素材100%無添加生750g」を平成21年3月に発売いたしました。加えて、なお一層安全安心を突き詰めて主原料の大豆や米はもとより鰹節や昆布等の風味原料も全て国産原料とし、さらには化学調味料を不使用とした「カップ国産素材あわせ500g」、「カップ国産素材赤だし500g」を平成21年3月にリニューアル発売いたしました。又、低塩分で発酵させる新技術を用いたプライベートブランド商品「カップ減塩みそ750g」を平成21年3月に発売いたしました。一方昨年テスト販売を開始した焦がしみそは、大口の需要にも対応が可能となる新しい製造拠点を構築し、「焦がしみそパウダー1kg」、「焦がしみそパウダー100g」の重量ラインアップを持つ商品として平成21年9月に発売いたしました。

<調理みそ>

景気の後退とともに消費者の節約による内食傾向が進み、ストレート鍋スープの需要が増加し、売上高は、10億5百万円（前連結会計年度比7.5%増）となりました。

新製品として、豆みそに馴染みの薄い関東・関西エリアの方にも米みそをブレンドして食べやすく、小容量化で利用しやすくした「カンタンお料理みそプチ100g」を平成21年9月に発売いたしました。又、ストレート鍋スープでは市場での辛味鍋の好調な推移に対し、家庭料理として馴染みのある麻婆料理をアレンジし、具材やしめメニューに新しい食べ方提案を沿えた「麻婆鍋スープ800g」を平成21年9月に発売いたしました。

<即席みそ>

特定企業向けの製品が好調だったものの、多食タイプの製品が伸び悩み、売上高は、4億66百万円（前連結会計年度比8.3%減）となりました。

即席みそ汁は多食系商品が購買の中心となる市場を形成している一方で高級系、提案系商品も根強い利用があります。新製品として、“新食感のみそ汁”をキーワードにかき揚げを具材とすることでサクサクからトロツへ変化する2種の食感と、味の厚みを増加させたつぶりの満足感を演出した「ひとくちかき揚げのみそ汁2食」を平成21年4月に発売いたしました。

た。又、即席市場を牽引している多食化傾向に対し、簡便性とお値打ち感を両立させた「赤だし20食即席みそ」、「あわせ20食即席みそ」を平成21年9月に発売いたしました。又、フリーズドライみそは加工工程が多い分価格も割高になりがちですが、商品外装を廃し小袋の2連包をそのまま商品とすることでお値打ち感を持たせた「フリーズドライ即席赤だし2食」、「フリーズドライ即席白みそ2食」を平成21年9月に発売いたしました。

② 豆乳飲料事業

豆乳の売上が順調に推移しており、売上高は、128億41百万円（前連結会計年度比14.0%増）、営業利益は7億48百万円（前連結会計年度比281.9%増）となりました。

なお、持分法適用関連会社のアメリカン・ソイ・プロダクツINC. につきましては、持分法による投資利益17百万円を営業外収益に計上しております。

<豆乳>

平成20年5月より前年実績を上回り、その後も新製品の発売も寄与し、着実に売上を伸ばしております。売上高は、92億26百万円（前連結会計年度比20.9%増）となりました。

豆乳のために共同開発した新品種国産大豆「きぬさやか」は、風味を改善する新製法と相まって豆乳の味にキレをもたらし、その美味しさは過去に比類のなきものとなりました。この感動をお客様にお届けするべく「ひとつ上の豆乳」を新ブランドとして立上げ、「ひとつ上の豆乳無調整200ml」、「ひとつ上の豆乳紅茶200ml」、「ひとつ上の豆乳白桃200ml」を平成21年3月に西日本エリア限定で発売いたしました。新しい価値観を提供する新ブランドとして、平成21年9月からは東日本へも販売エリアを拡大いたしました。又、国産大豆を原料とし、安全安心と大豆の美味しさを前面に出した「国産大豆使用調製豆乳200ml」、「国産大豆使用豆乳飲料麦芽200ml」を平成21年3月に東日本エリア限定で発売いたしました。

ストレート鍋スープでは鍋メニューに健康や美容を求める傾向があり、これにマッチした豆乳と女性に人気の生姜を使って体温まる鍋に仕上げた「豆乳鍋スープ800g」を平成21年9月に発売いたしました。

<飲料>

売上高は、前連結会計年度とほぼ同様の36億14百万円（前連結会計年度比0.5%減）となりました。

③ その他の事業

「寄せ鍋スープ」、「ちゃんこ鍋スープ」が好調に推移したため、売上高は、9億73百万円（前連結会計年度比5.7%増）、営業利益は72百万円（前連結会計年度比31.6%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、総額5億41百万円の設備投資を実施いたしました。

事業別の投資額は、みそ事業で3億66百万円、豆乳飲料事業で1億73百万円、その他の事業で1百万円となっております。主な内容は、みそ事業は、仕込設備の改修工事、豆乳飲料事業は、前処理及び仕上げ設備の改修工事であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金により充当いたしております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く社会環境は、内外の諸情勢からみましても今後とも厳しい状況が予想されますが、当社グループにおいて対処すべき課題は次のとおりであります。

① 安全・品質・環境対応強化

消費者の品質や安全に対する要求はますます高いレベルとなってきております。当社グループは、以前より食品における品質・安全性を対処すべき最重要課題として認識しております。

今後も内部監査をより一層強化し、引き続き環境面、安全面、衛生面で細心の注意を払い、安全で安心のできる製品づくりを目指すとともに、トレーサビリティ（原材料から最終消費者に至るまでの履歴を追跡調査するしくみ）への取組みを強化してまいります。

なお、品質マネジメントシステムの一環として、平成13年9月にISO9001の認証を取得し、より良い品質の追求とともに、社会的環境についても地域との共存ができるような対応を継続してまいります。

② 企業体質強化への取組み

当社グループの経営基盤である、みそ事業及び豆乳飲料事業の成長が最も重要だと考えております。みそ事業におきましては、業界全体として出荷量が減少傾向にある中で、食生活の多様化に対応した新しい需要をいかに開拓していくのが課題であり、豆乳業界におきましては、新しい切り口の製品の開発等を積極的に図り、より多くのユーザーを取り込むことを課題としております。引き続き、販売力を強化し、生産効率の向上とコスト削減に努め、企業体質の強化に取り組んでまいります。

③ 商品開発力の強化

消費者ニーズの多様化、又、おいしくて健康・安全志向の高まる食品業界にあって、新製品の開発、既存製品の品質改良は不可欠な課題であります。

当社グループの発酵・醸造技術、飲料加工・殺菌技術を最大限に活用して、大豆を中心とした商品開発力の強化に取り組んでまいります。

④ 財務体質の強化

当社グループは設立以来、銀行借入依存型企业で、内部留保も十分でなく、この数年来財務体質の改善に取り組んでまいりました。今後ますます激化する企業間競争に勝ち残るためにも、内部留保の確保、自己資本の充実が急務となり、従来の銀行借入中心から、資金調達が多様化を図ることが重要な課題となってきております。

今後も、内部留保の充実に図り、自己資本比率の向上を目指し、財務体質の強化に取り組んでまいります。

⑤ 人材の確保、人材育成

事業の継続的発展に人材の確保と人材の活用、育成は重要な課題であります。

現在の評価制度の見直しや適材適所の人員配置による人材の育成、又、アウトソーシングも含めた人材の流動化に引き続き取り組んでまいります。

⑥ 内部統制の整備

当社グループは、内部統制システムに関する基本方針に基づき、コンプライアンス遵守体制及びリスク管理体制の整備を進めてまいりました。今後、当社グループの企業理念に基づいた行動規範を社内に浸透させるとともに、財務報告に係る内部統制の整備を図り、適正な財務諸表を作成する体制を構築してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第 55 期 (平成17年9月21日から 平成18年9月20日まで)	第 56 期 (平成18年9月21日から 平成19年9月20日まで)	第 57 期 (平成19年9月21日から 平成20年9月20日まで)	第 58 期 (平成20年9月21日から 平成21年9月20日まで)
売 上 高 (百万円)	19,319	18,177	18,147	19,955
営業利益又は 営業損失(△) (百万円)	176	△32	264	723
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	72	△103	106	524
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	3	△137	△696	321
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	0円32銭	△11円99銭	△61円06銭	28円23銭
総 資 産 (百万円)	16,462	15,811	14,932	15,679
純 資 産 (百万円)	3,202	2,931	2,156	2,446

(注) 1株当たり当期純利益(当期純損失)は期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社 匠 美	富山県中新川郡立山町東大森289番地2	38 百万円	100 %	清涼飲料水の加工・販売
株式会社 玉井味噌	長野県東筑摩郡筑北村坂井561番地	45	80	みその製造・販売

(7) 主要な事業内容

大豆を主原料とするみそ(生みそ、調理みそ、即席みそ)、豆乳、無菌充填技術を生かした飲料類、水(ミネラルウォーター)、その他食品の製造販売。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	住 所
本社及び本社工場	愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
物流センター	愛知県岡崎市仁木町五反田199番地
関東工場	群馬県利根郡みなかみ町政所1010番地
東北支店	宮城県仙台市泉区市名坂字御釜田147-1 アンジュ市名坂1階
北関東支店	栃木県小山市城東1丁目4-24 小山ビル2階
東京支店	東京都世田谷区千歳台4丁目6番地5
北陸営業所	石川県金沢市新神田1丁目9-20 中仙ビル1階
静岡支店	静岡県静岡市駿河区宮竹1丁目15番10号 オフィスプレステージ2階D号
三河支店	愛知県岡崎市仁木町五反田199番地
名古屋支店	愛知県愛知郡長久手町蟹原911番地
大阪支店	大阪府茨木市舟木町19番3号
中国支店	広島県広島市東区若草町15-1 前田ビル3階
九州支店	福岡県福岡市南区高木1丁目9-12

- (注) 1. 平成20年12月31日付にて大門工場は閉鎖いたしました。
 2. 平成21年9月25日付にて岡山営業所を岡山県岡山市北区春日町5-10 レポーズ春日101へ新設いたしました。

② 子会社

会社名	名 称	住 所
株式会社匠美	本社及び東大森工場	富山県中新川郡立山町東大森289番地2
	坂井沢工場	富山県中新川郡立山町坂井沢154番地1
株式会社玉井味噌	本社及び本社工場	長野県東筑摩郡筑北村坂井561番地

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
357 [176] 名	10名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
 2. 臨時従業員は、契約・嘱託従業員 (17名)、パート従業員 (45名)、人材派遣 (105名) 及びアルバイト従業員 (9名) の総数です。なお、アルバイト従業員数は、一人当たり1日8時間で換算して算出しております。
 3. 従業員数には、出向者 (6名) は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,407 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,319
岡 崎 信 用 金 庫	822
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	523
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	386
碧 海 信 用 金 庫	383
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	277
株 式 会 社 十 六 銀 行	216
株 式 会 社 百 五 銀 行	207
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	150

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
(2) 発行済株式の総数 11,480,880株（自己株式81,570株を含む）
(3) 株主数 2,198名（前期末比42名増）
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 佐 藤 産 業	1,525,300 株	13.38 %
佐 藤 公 信	695,420	6.10
マルサンアイ従業員持株会	619,900	5.44
中 島 典 子	426,830	3.74
福 島 裕 子	426,830	3.74
佐 藤 不 二 子	416,300	3.65
マルサンアイ取引先持株会	343,000	3.01
下 村 釵 爾	277,000	2.43
石 田 ち ゑ	248,280	2.18

(注) 出資比率は、自己株式（81,570株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	下 村 釦 爾	株式会社匠美取締役相談役 株式会社玉井味噌取締役相談役
代表取締役社長	青 木 春 雄	アメリカン・ソイ・プロダクツINC. 取締役
常務取締役	三 浦 里 美	営業統括部長 株式会社匠美代表取締役社長
常務取締役	大 河 内 宣 久	開発統括部長 株式会社玉井味噌代表取締役社長
常務取締役	伊 藤 明 徳	管理統括部長
常務取締役	浅 井 邦 次 郎	生産統括部長
取 締 役	太 田 博 幸	開発副統括部長
取 締 役	中 嶋 広 明	営業副統括部長
取 締 役	又 賀 敏 夫	生産副統括部長
取締役相談役	岩 月 博 保	アメリカン・ソイ・プロダクツINC. 担当 アメリカン・ソイ・プロダクツINC. C.E.O.
常勤監査役	神 谷 正 明	
監 査 役	畝 部 泰 則	税理士（畝部泰則税理士事務所所長）
監 査 役	新 井 一 弘	税理士（たくま税理士法人代表） 株式会社匠美監査役 株式会社玉井味噌監査役

- (注) 1. 監査役畝部泰則氏及び新井一弘氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役畝部泰則氏及び新井一弘氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役伊藤准次氏は、平成20年12月11日の第57回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
4. 常勤監査役神谷正明氏は、平成20年12月11日の第57回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
5. 常勤監査役鈴木治夫氏は、平成20年12月11日の第57回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

6. 当事業年度中に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏 名	新	旧	異 動 年 月 日
下 村 鈞 爾	代表取締役会長	代表取締役社長	平成20年12月11日
青 木 春 雄	代表取締役社長	取締役副社長	平成20年12月11日
三 浦 里 美	常務取締役 営業統括部長	取締役 営業統括部長	平成20年12月11日
大河内 宣 久	常務取締役 開発統括部長	取締役 開発統括部長	平成20年12月11日
伊 藤 明 徳	常務取締役 管理統括部長	取締役 管理統括部長	平成20年12月11日
浅 井 邦次郎	常務取締役 生産統括部長	取締役 生産統括部長	平成20年12月11日

7. 決算期後の平成21年9月21日付をもって取締役の担当職務を次のとおり変更いたしました。

氏 名	変 更 後	変 更 前
太 田 博 幸	取 締 役 社 長 付	取 締 役 開 発 副 統 括 部 長
中 嶋 広 明	取 締 役 社 長 付	取 締 役 営 業 副 統 括 部 長
又 賀 敏 夫	取 締 役 社 長 付	取 締 役 生 産 副 統 括 部 長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	11名	133,614千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	14,084千円 (3,000千円)
合 計	15名	147,699千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額47,515千円は含まれておりません。
 2. 上記、報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。
 3. 上記のほか、次の支給額があります。
 平成20年12月11日開催の定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金
 退任取締役 1名 8百万円
 退任監査役 1名 4百万円
 4. 取締役の報酬限度額は、平成6年12月15日開催の定時株主総会において年額1億80百万円以内と決議いただいております。
 5. 監査役の報酬限度額は、平成6年12月15日開催の定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役畝部泰則氏は畝部泰則税理士事務所所長を兼務しております。なお、当社は同税理士事務所との間に特別な関係はありません。

社外監査役新井一弘氏はたくま税理士法人の代表を兼務しております。なお、当社は同税理士法人との間で税務相談等の取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	畝 部 泰 則	当事業年度開催の取締役会27回のうち13回に、監査役会8回のうち7回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監 査 役	新 井 一 弘	当事業年度開催の取締役会27回のうち13回に、監査役会8回のうち8回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内としております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- ① 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
32,000千円
- ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
32,000千円
- ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
32,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることといたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針について、取締役会において次のとおり決議いたしました。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法362条4項6号）

当社グループは、「すべてのステークホルダーに対する企業価値の向上」を経営上の基本方針のひとつとし、その実現のためコンプライアンス委員会の設置をはじめとし、取締役及び従業員が法令及び定款等を遵守することを徹底するとともに、これらに対する内部監査を実効的に行うための社内体制の整備・充実を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則100条1項1号）

イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

ロ. 前項の情報の管理については必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、取締役及び監査役は社内規程に基づきこれらの情報をいつでも閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則100条1項2号）
- イ. 当社に係わる種々のリスクの予防、発見、管理のため、リスク管理委員会を設置し、「リスク管理規程」及び「危機管理マニュアル」に基づき、個々のリスクについて管理責任者を定め、リスク管理体制を明確化する。また、不測の事態が発生した場合、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。
 - ロ. リスク管理委員会は、各部門ごとにリスクの状況を管理し、その結果を定期的に取り締役会及び内部統制委員会に報告し、全社的に問題点の把握と改善に努めるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条1項3号）
- イ. 取締役会は、毎月1回の定時取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会を実施し、法令や定款で定めた事項や経営に関する重要な意思決定、中期経営計画の策定・遂行や進捗状況を報告するとともに業務執行状況の報告を行う。
 - ロ. 役付取締役及び統括部長並びに連結子会社社長全員により構成される統括部長会・グループ社長会を必要に応じて随時開催するものとし、統括部長会・グループ社長会において、経営上の重要事項及び業務執行を効率的に進める方法を討議するものとする。
 - ハ. 取締役会は、前項に定める統括部長会・グループ社長会の討議を考慮しながら役職員が共有する全社的な目標を定め、各業務執行担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び目標達成の効率的な方法を定めるものとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則100条1項4号）
- イ. コンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び社員等がコンプライアンスを確実に実践するよう支援、指導する。
 - ロ. コンプライアンス委員会は、役員及び社員等のコンプライアンスの指針として、コンプライアンス委員会規程及びコンプライアンスマニュアルを制定し、その周知徹底及び社内教育を図る。
 - ハ. コンプライアンス委員会に社外委員を置き、社外委員が直接従業員から通報・相談を受け付ける社内通報制度を導入する。
 - ニ. 社外委員は、情報提供者を特定し得る情報を開示することなく、当該内部情報をコンプライアンス委員会に諮る。
 - ホ. コンプライアンス委員会では、定期的に会議を実施し、課題の抽出や改善策等の検討を行う。

- ⑥ 当社並びに当社子会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則100条1項5号）
- イ. 当社の子会社及び関係会社（以下「子会社等」）については、関係会社管理規程に基づき経営管理担当役員が子会社等の業務の全般を統括管理し、個々の業務については、経営管理部門、総務人事部門、経理財務部門が管理する。
 - ロ. 子会社等のリスク予防・管理その他の業務運営の法令及び定款の遵守の状況を監査するため、当社の内部監査部門が定期的に監査を実施する。監査の結果、子会社等に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに当該子会社等の取締役、監査役、その他担当部署に報告する体制を構築する。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則100条3項1号）
- イ. 監査役が必要とした場合、監査役職務を補助すべき使用人を置くこととする。
 - ロ. 当該使用人の人事及び人事処遇については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則100条3項2号）
- イ. 監査役求めに応じて配置した使用人については、当該使用人の評価は監査役会が行い、当該補助者の解任、人事異動、賃金等の改定に関する取締役会の決定については監査役会の同意を得なければならない。監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該補助使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。
 - ロ. 当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しない。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則100条3項3号）
- イ. 監査役は、取締役会、統括部長会・グループ社長会等の重要な会議に出席できるとともに、必要に応じて意見を述べることができる。
 - ロ. 取締役及び使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実、その他重要な事実が発生した場合、直ちに監査役に報告しなければならない。なお、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告及び情報提供を求めることができる。
- ⑩ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条3項4号）
- 監査役は、会計監査人、内部監査部門、顧問弁護士及びコンプライアンス委員会と情報交換に努め、連携して当社及び当社グループの監査の実効性を確保する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 当社及び当社グループ各社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制委員会を設置する。
- ロ. 財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行う。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買い付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えております。

しかしながら、高値での売り抜け等の不当な目的による企業価値及び株主共同の利益に対して毀損する例も少なくありません。そのような買取者から当社の企業価値や株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守ることは経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買い付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、当社において、いわゆる「買収防衛策」を定めるものではありません。当社といたしましては、現在の経営施策を着実に実行し、業績の向上を図り、株価の上昇により企業価値を高めることが買収防衛に繋がると考えております。

しかし、「買収防衛策」につきましては、重要な経営課題の一つと認識しており、各方面から様々なご意見、対応策等をお聞きする等、当社としての有効な対応策を今後も継続して検討してまいります。

-
- (注) 1. 事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。百分率は、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 売上高などの記載金額には、消費税額は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成21年9月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,743,310	流 動 負 債	7,898,594
現金及び預金	1,379,109	支払手形及び買掛金	2,391,501
受取手形及び売掛金	3,573,728	1年内返済予定の長期借入金	2,330,462
たな卸資産	1,695,977	未払法人税等	293,277
繰延税金資産	417,661	賞与引当金	356,475
その他	680,008	未払金	2,136,033
貸倒引当金	△ 3,174	その他	390,843
固 定 資 産	7,935,693	固 定 負 債	5,334,049
有形固定資産	7,204,654	長期借入金	3,363,779
建物及び構築物	2,846,102	繰延税金負債	11,200
機械装置及び運搬具	1,696,370	退職給付引当金	1,531,880
土地	2,596,474	役員退職慰労引当金	179,704
建設仮勘定	16,355	その他	247,485
その他	49,351	負 債 合 計	13,232,644
無形固定資産	57,134	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	673,905	株 主 資 本	2,502,572
投資有価証券	516,589	資本金	865,444
繰延税金資産	29,277	資本剰余金	657,881
その他	131,114	利益剰余金	1,026,382
貸倒引当金	△ 3,076	自己株式	△ 47,134
資 産 合 計	15,679,004	評価・換算差額等	△ 61,676
		その他有価証券評価差額金	△ 20,703
		為替換算調整勘定	△ 40,973
		少数株主持分	5,464
		純 資 産 合 計	2,446,360
		負 債 純 資 産 合 計	15,679,004

連結損益計算書

(平成20年9月21日から
平成21年9月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,955,285
売上原価	14,480,754
売上総利益	5,474,530
販売費及び一般管理費	4,750,538
営業利益	723,991
営業外収益	
受取利息	2,565
技術指導料	48,026
貸借収入	23,863
持分法による投資利益	17,161
保険解約返戻金	15,158
その他	34,373
営業外費用	
支払利息	85,041
投資有価証券売却損	170
デリバティブ評価損	155,045
為替差損	66,332
その他	33,988
経常利益	524,560
特別利益	
固定資産売却益	650
特別損失	
固定資産売却損	10,491
固定資産除却損	2,554
投資有価証券評価損	7,712
税金等調整前当期純利益	504,452
法人税、住民税及び事業税	297,873
法人税等調整額	△ 116,703
少数株主利益	1,484
当期純利益	321,798

連結株主資本等変動計算書

(平成20年9月21日から
平成21年9月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前 期 末 残 高	865,444	657,881	704,583	△ 46,591	2,181,317
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			321,798		321,798
自己株式の取得				△ 543	△ 543
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	321,798	△ 543	321,255
当 期 末 残 高	865,444	657,881	1,026,382	△ 47,134	2,502,572

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
前 期 末 残 高	△ 17,601	△ 10,873	△ 28,474	3,979	2,156,822
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					321,798
自己株式の取得					△ 543
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 3,101	△ 30,100	△ 33,202	1,484	△ 31,717
当期変動額合計	△ 3,101	△ 30,100	△ 33,202	1,484	289,537
当 期 末 残 高	△ 20,703	△ 40,973	△ 61,676	5,464	2,446,360

連結注記表

1. 記載金額

記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社	株式会社匠美 株式会社玉井味噌

すべての子会社を連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数	1社
持分法を適用した関連会社	アメリカン・ソイ・プロダクツINC. 関連会社は1社であります。

当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料・仕掛品

貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物（建物附属設備は除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの

…………… 旧定率法

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

…………… 旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したもの

…………… 定額法

建物以外		
平成19年3月31日以前に取得したもの	……………	旧定率法
平成19年4月1日以降に取得したもの	……………	定率法
主な耐用年数	建物	17～38年
	機械装置	10年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見積利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額及びそれに対応する社会保険料の会社負担額を計上しております。

退職給付引当金……当社及び連結子会社1社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することにしております。

役員退職慰労引当金……当社及び連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員規程に定める退職慰労金に係る規定に基づく期末要支給額を引当計上しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

為替予約については繰延ヘッジ処理によっております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜処理によっております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

3. 会計方針の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。又、前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に計上しておりました「たな卸資産処分損」は、当連結会計年度より売上原価に含めております。これにより営業利益が76,864千円、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ34,995千円減少しております。

リース取引に関する会計基準等

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。又、当該変更に伴う資産及び損益に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更

（連結貸借対照表）

金融庁のXBRL導入を契機として見直しを行い、下記の(1)から(2)について、表示方法を変更しております。

- (1) 無形固定資産の「借地権」（当連結会計年度31,883千円）、「ソフトウェア」（当連結会計年度16,440千円）及び「電話加入権」（当連結会計年度8,810千円）を一括表示しております。
- (2) 「短期借入金」に含めて表示しておりました「1年内返済予定の長期借入金」（前連結会計年度2,680,102千円）を区分掲記しております。

（連結損益計算書）

金融庁のXBRL導入を契機として見直しを行い、下記の(1)から(3)について、表示方法を変更しております。

- (1) 営業外収益の「受取利息配当金」を区分し、受取利息は「受取利息」（前連結会計年度4,338千円）として、配当金は「その他」（当連結会計年度3,472千円）に含めて表示しております。
- (2) 営業外収益の「その他」に含めておりました「技術指導料」（前連結会計年度47,017千円）及び「賃貸収入」（前連結会計年度23,659千円）を区分掲記しております。
- (3) 営業外費用の「その他」に含めておりました「デリバティブ評価損」（前連結会計年度77,781千円）及び「為替差損」（前連結会計年度6,930千円）を区分掲記しております。

5. 追加情報

当社及び連結子会社は、法人税法の改正を契機として、資産の利用状況等を見直した結果、当連結会計年度より、有形固定資産の一部（構築物、機械装置）について耐用年数を変更しております。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、それぞれ5,806千円減少しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保に供している資産		担保される債務	
種類	期末帳簿価額	内容	期末残高
建物	1,378,050千円 (1,316,852千円)	1年内返済予定 の長期借入金	1,562,035千円 (1,561,888千円)
構築物	530,913千円 (530,913千円)		
機械装置	1,456,481千円 (1,456,481千円)	長期借入金	2,524,354千円 (2,524,354千円)
土地	2,562,874千円 (2,467,561千円)		
投資有価証券	21,680千円 (一千円)		
計	5,949,999千円 (5,771,808千円)	計	4,086,389千円 (4,086,242千円)

上記のうち()内書は、工場財団抵当並びに該当債務を示しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,071,620千円

(3) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 8,753千円

支払手形 43,514千円

設備関係支払手形 1,716千円

(4) 輸出手形割引高 2,527千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式	
普通株式	11,480,880
合計	11,480,880

(2) 配当金に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定 平成21年12月10日 定時株主総会

配当金の総額 68,395千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 6円00銭

基準日 平成21年9月20日

効力発生予定日 平成21年12月11日

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 214円13銭

(2) 1株当たり当期純利益 28円23銭

9. その他

(1) 決算日後の状況

特記事項はありません。

(2) 訴訟

当社は、平成18年8月に本社工場内で発生した労災事故に関し、工場設備工事の発注者である当社及び工事請負業者に責任があるものとして、被災者の遺族から平成19年12月21日に損害賠償請求の訴訟（神戸地方裁判所 事件番号 平成19年（ワ）第3512号）が提起されましたが、平成21年8月4日に和解が成立いたしました。

貸借対照表

(平成21年9月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,602,680	流動負債	7,694,629
現金及び預金	1,273,635	支払手形	385,076
受取手形	212,285	買掛金	1,862,430
売掛金	3,247,466	1年内返済予定の長期借入金	2,330,315
一ス債	4,650	未払金	2,100,851
商製材	7,762	未払費用	148,572
原仕貯前	498,661	未払法人税等	289,728
掛蔵渡	481,209	預り金	40,567
品品品	541,521	賞与引当金	344,934
品品品	94,604	設備関係支払手形	148,902
品品品	141,628	その他	43,251
金用金	38,345	固定負債	5,315,829
産産産	139,600	長期借入金	3,363,779
延税入金	413,282	退職給付引当金	1,527,637
未収の当	493,886	役員退職慰労引当金	176,927
倒引当	15,639	長期設備関係支払手形	15,354
△ 1,500	△ 1,500	長期預り保証金	51,040
固定資産	7,853,054	デリバティブ債務	174,536
有形固定資産	7,125,074	その他	6,554
建物	2,086,457	負債合計	13,010,458
構築物	598,894	純資産の部	
機械及び装置	1,667,979	株主資本	2,464,859
車両運搬具	4,117	資本金	865,444
工具、器具及び備品	44,642	資本剰余金	657,881
土地	2,706,626	資本準備金	612,520
建物	16,355	その他資本剰余金	45,361
無形固定資産	56,961	利益剰余金	988,669
借入金	31,883	利益準備金	111,300
ソフトウエア	16,440	その他利益剰余金	489,000
電話加入権	8,637	別途積立金	388,368
投資その他の資産	671,018	自己株式	△ 47,134
投資関係会社	231,152	評価・換算差額等	△ 19,583
出資	67,867	その他有価証券評価差額金	△ 19,583
株主又は従業員に対する長期貸付金	2,269	純資産合計	2,445,275
関係会社長期貸付金	255	負債純資産合計	15,455,734
破産更生債権等	140,000		
長期前払費用	3,076		
繰延税金資産	8,822		
投資の動産	64,880		
その他	81,694		
倒引当	138,077		
△ 67,076	△ 67,076		
資産合計	15,455,734		

損益計算書

(平成20年9月21日から
平成21年9月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		19,456,281
売上原価		14,260,524
売上総利益		5,195,756
販売費及び一般管理費		4,528,619
営業利益		667,137
営業外収益		
受取利息	6,964	
受取配当金	3,390	
業務委託料	7,409	
技術指導料	48,026	
貸入	23,383	
保険解約返戻金	15,158	
その他	30,792	135,124
営業外費用		
支払利息	84,980	
有価証券売却損	170	
デリバティブ評価損	155,045	
為替差損	66,332	
その他	35,330	341,859
経常利益		460,402
特別利益		
固定資産売却益	650	
貸倒引当金戻入額	42,000	42,650
特別損失		
固定資産売却損	10,491	
固定資産除却損	1,934	
投資有価証券評価損	7,712	20,138
税引前当期純利益		482,914
法人税、住民税及び事業税	294,320	
法人税等調整額	△ 130,763	163,557
当期純利益		319,357

株主資本等変動計算書

（平成20年9月21日から
平成21年9月20日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
前 期 末 残 高	865,444	612,520	45,361	657,881
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	865,444	612,520	45,361	657,881

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
前 期 末 残 高	111,300	489,000	69,011	669,311	△ 46,591	2,146,045
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益			319,357	319,357		319,357
自己株式の取得					△ 543	△ 543
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	319,357	319,357	△ 543	318,813
当 期 末 残 高	111,300	489,000	388,368	988,669	△ 47,134	2,464,859

（単位：千円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前 期 末 残 高	△ 15,418	△ 15,418	2,130,626
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			319,357
自己株式の取得			△ 543
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 4,165	△ 4,165	△ 4,165
当 期 変 動 額 合 計	△ 4,165	△ 4,165	314,648
当 期 末 残 高	△ 19,583	△ 19,583	2,445,275

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料・仕掛品…………… 総平均法

貯蔵品…………… 最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物（建物附属設備は除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの

…………… 旧定率法

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

…………… 旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したもの

…………… 定額法

建物以外

平成19年3月31日以前に取得したもの

…………… 旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したもの

…………… 定率法

主な耐用年数

建物 17～38年

機械及び装置 10年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見積利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額及びそれに対応する社会保険料の会社負担額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することにしております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員規程に定める退職慰労金に係る規定に基づく期末要支給額を引当計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。為替予約については繰延ヘッジ処理によっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜処理によっております。

3. 会計方針の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。又、前事業年度まで営業外費用の「その他」に計上しておりました「たな卸資産処分損」は、当事業年度より売上原価に含めております。

これにより営業利益が76,285千円、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ34,416千円減少しております。

リース取引に関する会計基準等

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

又、当該変更に伴う資産及び損益に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更

(貸借対照表)

金融庁のXBRL導入を契機として見直しを行い、下記の(1)から(3)について、表示方法を変更しております。

- (1) 「長期営業債権」については「破産更生債権等」と表示することに変更しました。
- (2) 区分掲記しておりました「差入保証金」(当事業年度34,630千円)を投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。
- (3) 固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「デリバティブ債務」(前事業年度62,742千円)を区分掲記しております。

(損益計算書)

金融庁のXBRL導入を契機として見直しを行い、下記の(1)から(3)について、表示方法を変更しております。

- (1) 営業外収益の「受取利息配当金」を区分し、受取利息は「受取利息」(前事業年度8,912千円)と、配当金は「受取配当金」(前事業年度3,318千円)と、それぞれ表示しております。
- (2) 営業外収益の「その他」に含めておりました「業務受託料」(前事業年度7,410千円)、「技術指導料」(前事業年度47,017千円)及び「賃貸収入」(前事業年度22,899千円)を区分掲記しております。
- (3) 営業外費用の「その他」に含めておりました「デリバティブ評価損」(前事業年度77,781千円)及び「為替差損」(前事業年度6,930千円)を区分掲記しております。

(株主資本等変動計算書)

金融庁のXBRL導入を契機として見直しを行い、「その他利益剰余金合計」を削除しております。

5. 追加情報

法人税法の改正を契機として、資産の利用状況等を見直した結果、当事業年度より、有形固定資産の一部(構築物、機械及び装置)について耐用年数を変更しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ6,164千円減少しております。

6. 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産

担保に供している資産		担保される債務	
種類	期末帳簿価額	内容	期末残高
建物	1,349,722千円 (1,316,852千円)	1年内返済予定の長期借入金	1,561,888千円 (1,561,888千円)
構築物	530,913千円 (530,913千円)		
機械及び装置	1,456,481千円 (1,456,481千円)	長期借入金	2,524,354千円 (2,524,354千円)
土地	2,673,925千円 (2,467,561千円)		
投資有価証券	21,680千円 (一千円)		
計	6,032,722千円 (5,771,808千円)	計	4,086,242千円 (4,086,242千円)

上記のうち()内書は、工場財団抵当並びに該当債務を示しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,627,208千円

(3) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 8,753千円

支払手形 38,538千円

設備関係支払手形 1,716千円

(4) 輸出手形割引高 2,527千円

(5) 保証債務

相手先	内容	金額
株式会社玉井味噌	銀行借入金保証	147千円

(6) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 163,567千円

長期金銭債権 241,456千円

短期金銭債務 48,613千円

7. 損益計算書関係

関係会社との取引高

外注加工費 459,875千円

上記以外の営業取引高 10,563千円

営業取引以外の取引高 55,365千円

8. 株主資本等変動計算書関係

当事業年度末における自己株式の数

普通株式 81,570株

9. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払金	233,348千円
退職給付引当金	609,221千円
役員退職慰労引当金	70,558千円
賞与引当金	137,559千円
未払費用	5,051千円
未払事業税	23,128千円
その他	116,385千円
繰延税金資産小計	1,195,254千円
評価性引当額	△717,091千円
繰延税金資産合計	478,163千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	一千円
繰延税金資産の純額	478,163千円

10. リースにより使用する固定資産関係

(1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

資産の種類	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	1,171,441千円	862,213千円	309,227千円
車両運搬具	48,100千円	33,063千円	15,036千円
工具、器具及び備品	67,133千円	37,327千円	29,806千円
ソフトウェア	38,276千円	24,074千円	14,201千円
計	1,324,950千円	956,678千円	368,272千円

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	150,014千円
1年超	240,874千円
合計	390,889千円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	209,203千円
減価償却費相当額	191,290千円
支払利息相当額	16,141千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引（借主側）

未経過リース料

1 年 以 内	15,604千円	(15,604千円)
1 年 超	一千円	(一千円)
合 計	15,604千円	(15,604千円)

上記のうち()内書残高は、資産及び負債に計上しております。

11. 関連当事者との取引関係

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計適用指針第13号）を適用しております。

この結果、前事業年度まで役員及び個人主要株主等として開示しておりました有限会社三溪及び新井一弘は開示対象外となっております。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称 (所在地) (事業の内容) (資本金又は出資金)	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
連結子会社	株式会社 匠 美 (富山県中新川郡立山町) (清涼飲料水の加工・販売) (38,000千円)	所有 直接 100%	水の販売 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	78,100千円 928千円	短期貸付金(注3) その他(流動資産) (注5)	77,600千円 111千円
				資金の貸付 利息の受取	一千円 2,540千円	長期貸付金(注4,6) その他(流動資産) (注5)	140,000千円 63千円
連結子会社	株式会社玉井味噌 (長野県東筑摩郡筑北村) (みその製造・販売) (45,000千円)	所有 直接 80%	味噌の販売 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	33,000千円 937千円	短期貸付金(注3) その他(流動資産) (注5)	62,000千円 92千円
				建物等の 賃貸	110,581千円	リース債権 その他(投資その他 の資産)(注7)	4,650千円 101,456千円
関連会社	アメリカン・ソイ・プロダクツ INC. (米国ミシガン州) (米国内における豆乳、飲料、その他 製品の製造・販売) (49,986米ドル)	所有 直接 27.78% (注1)	技術指導 役員の兼任	営業外収益 (注2)	43,275千円	未収入金 (技術指導料)	7,604千円

- (注1) アメリカン・ソイ・プロダクツINC. は、議決権比率27.78%の持分法適用関連会社である。
- (注2) 営業外収益については、主に技術指導料（紙パック売上高の2%相当分43,264千円）である。
- (注3) 短期貸付金については、極度貸付契約書を取り交し、極度額の範囲内において都度貸付・返済を行っている。市場金利を勘案して合理的に利息を決定している。
- (注4) 長期貸付金については、金銭消費貸借契約証書を取り交し、市場金利を勘案して合理的に利息を決定している。返済条件は期間4年、毎月均等返済としている。
- (注5) その他（流動資産）については、未収収益（貸付金利息未収分）である。
- (注6) 連結子会社への長期貸付金に対し、合計64,000千円の貸倒引当金を計上している。又、当事業年度において合計42,000千円の貸倒引当金戻入額を計上している。
- (注7) その他（投資その他の資産）については、当社が所有する天然蔵を賃貸借契約に基づき、株式会社玉井味噌へ貸与しているもので、リース債権に該当する。

12. 1株当たり情報関係

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 214円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 28円01銭 |

13. その他

- (1) 決算日後の状況
特記事項はありません。
- (2) 訴訟

当社は、平成18年8月に本社工場内で発生した労災事故に関し、工場設備工事の発注者である当社及び工事請負業者に責任があるものとして、被災者の遺族から平成19年12月21日に損害賠償請求の訴訟（神戸地方裁判所 事件番号 平成19年（ワ）第3512号）が提起されましたが、平成21年8月4日に和解が成立いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月30日

マルサンアイ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 仲 井 一 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 田 誠 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の平成20年9月21日から平成21年9月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルサンアイ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年10月30日

マルサンアイ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 仲 井 一 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 田 誠 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の平成20年9月21日から平成21年9月20日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年9月21日から平成21年9月20日までの第58期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、コンプライアンス及び内部統制システムに関する重点監査項目を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等から、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び内部監査部門の主要な事業所の業務監査報告に基づき、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視、検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、定期的に営業の報告を求める他、子会社の取締役及び監査役等との情報交換を図り、必要に応じて直接赴いて調査をいたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、その職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討をいたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

イ) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。

ロ) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

ハ) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容に基づいた、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成21年11月6日

マルサンアイ株式会社 監査役会

常勤監査役 神谷正明 ㊟
監査役 畝部泰則 ㊟
監査役 新井一弘 ㊟

(注) 監査役畝部泰則及び監査役新井一弘は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当につきましては、業績の改善がみられたこと並びに経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案し、次のとおり復配いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円00銭 総額68,395,860円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成21年12月11日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社現行定款第7条(株券の発行)を削除し、あわせて株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成し備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) 上記のほか、条文の削除に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)	(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>第12条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
	<p>第2条 <u>前条及び本条は2010年1月5日まで有効とし、2010年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	下村 夙 爾 (昭和13年11月24日)	昭和36年4月 株式会社マツダオート名古屋入社 昭和43年2月 当社入社 昭和60年9月 運輸倉庫部長 昭和62年12月 当社取締役就任 平成7年12月 当社取締役副社長就任 平成8年12月 当社代表取締役社長就任 平成8年12月 株式会社匠美代表取締役社長就任 平成10年1月 アメリカン・ソイ・プロダクツINC. 取締役就任 平成16年2月 株式会社玉井味噌取締役会長就任 平成17年12月 株式会社玉井味噌取締役就任 平成18年12月 株式会社匠美取締役就任 平成20年12月 当社代表取締役会長就任（現任） 平成20年12月 株式会社匠美取締役相談役就任（現任） 平成20年12月 株式会社玉井味噌取締役相談役就任（現任）	277,000株
2	青木 春 雄 (昭和21年9月30日)	昭和44年3月 当社入社 平成3年9月 開発本部副本部長 平成3年12月 当社取締役就任 平成11年9月 関連事業本部長 平成13年9月 生産本部長 平成16年2月 株式会社玉井味噌代表取締役社長就任 平成16年12月 当社常務取締役就任 平成17年9月 生産担当 平成20年4月 当社取締役副社長就任 平成20年12月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成21年1月 アメリカン・ソイ・プロダクツINC. 取締役就任（現任）	58,000株
3	三浦 里 美 (昭和24年4月14日)	昭和47年3月 当社入社 平成8年9月 生産購買本部長補佐、製造、品質保証担当 平成11年9月 生産本部副本部長（兼）製造部長 平成15年12月 当社取締役就任 平成17年9月 製造部長 平成18年9月 生産統括部統括部長（兼）製造部長 平成20年4月 営業統括部長（現任） 平成20年12月 当社常務取締役就任（現任） 平成20年12月 株式会社匠美代表取締役社長就任（現任）	20,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
4	大河内 宣久 (昭和24年7月3日)	昭和47年3月 当社入社 平成8年9月 生産購買本部長補佐、生産管理、購買担当 平成11年9月 生産本部副本部長（兼）購買部長 平成15年9月 管理本部副本部長（兼）経理財務部長 平成15年12月 当社取締役就任 平成17年9月 経理財務部長 平成18年9月 経営管理部長（兼）経理財務室長 平成19年9月 経営管理部長 平成20年4月 開発統括部長（現任） 平成20年12月 当社常務取締役就任（現任） 平成20年12月 株式会社玉井味噌代表取締役社長就任（現任）	22,000株
5	伊藤 明德 (昭和25年12月4日)	昭和48年3月 当社入社 平成11年9月 開発本部研究所長 平成14年9月 開発本部副本部長（兼）研究所長 平成17年9月 研究所長 平成17年12月 当社取締役就任 平成20年4月 管理統括部長（現任） 平成20年12月 当社常務取締役就任（現任）	18,000株
6	浅井 邦次郎 (昭和26年2月16日)	昭和44年3月 当社入社 平成10年9月 営業本部企画販促部長 平成14年9月 営業本部統括部長（兼）企画販促部長 平成15年9月 営業本部副本部長（兼）企画販促部長 平成17年9月 マーケティング部長 平成17年12月 当社取締役就任 平成18年9月 社長付 平成19年9月 システム管理部長 平成20年4月 生産統括部長（現任） 平成20年12月 当社常務取締役就任（現任）	20,000株

- (注) 1. 候補者下村鈞爾氏は株式会社玉井味噌の取締役を兼務しており、当社は同社との間で商品の生産委託及び資金の貸付等の取引があります。
さらに、株式会社匠美の取締役を兼務しており、当社は同社との間で商品の生産委託及び資金の貸付等の取引があります。
2. 候補者三浦里美氏は株式会社匠美の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間で商品の生産委託及び資金の貸付等の取引があります。
3. 候補者大河内宣久氏は株式会社玉井味噌の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間で商品の生産委託及び資金の貸付等の取引があります。
4. 上記候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって取締役を退任されます太田博幸氏、中嶋広明氏、又賀敏夫氏及び岩月博保氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

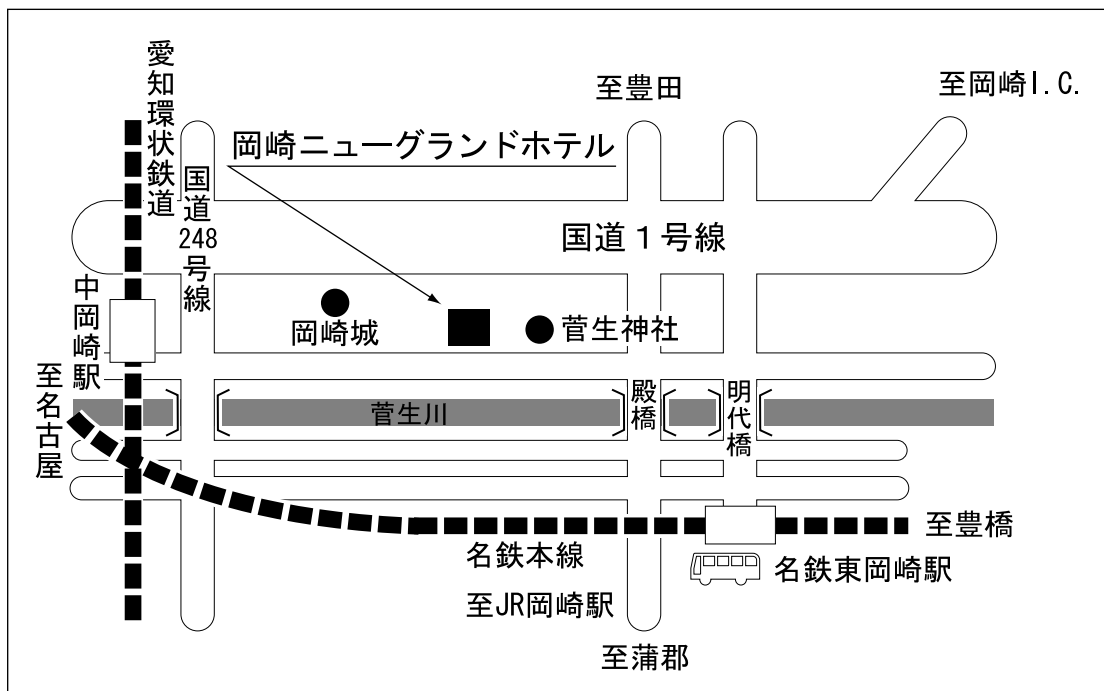
退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
太 田 博 幸	平成17年12月 当社取締役就任（現任）
中 嶋 広 明	平成17年12月 当社取締役就任（現任）
又 賀 敏 夫	平成17年12月 当社取締役就任（現任）
岩 月 博 保	昭和62年12月 当社取締役就任 平成5年12月 当社常務取締役就任 平成15年12月 当社取締役相談役就任（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県岡崎市康生町515番地33
岡崎ニューグランドホテル 3階飛龍の間
TEL 〈0564〉 21-5111



●会場までの交通のご案内

当日は、名鉄東岡崎駅（南側ロータリー）から送迎バスを運行いたしておりますので、ご利用下さい。

[午前9：00～10：00 随時運行しております。]

名鉄東岡崎駅より 徒歩 約7分

愛知環状鉄道中岡崎駅より 徒歩 約8分

JR岡崎駅より タクシー 約10分

※駐車場が手狭のため、お車（自家用車）でのご来場は
ご遠慮下さいますようお願い申し上げます。